資料第 4-1 号

第２次豊島区環境基本計画

（骨子案）

第１章 計画策定の背景 1

1. 環境基本計画をとりまく動向 1
2. 前計画のふりかえり 1
3. 策定における課題 1
4. 策定のポイント 1

第２章 計画の基本的事項 2

1. 計画の目的 2
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画期間 2
4. 計画の対象範囲 2
5. 推進主体 2

第３章 目指すべき環境都市像と基本目標 3

1. 目指すべき環境都市像 3
2. 基本目標 5

第４章 施策と取組み 8

1. 施策の体系 8
2. 分野別の施策の方向 9

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち 9
基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち 19
基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち 26
基本目標Ⅳ　すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち 32
連携・協働　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち 35

3. 環境都市像の実現に向けた重点施策 40

第５章 計画の推進 52

1. 計画の進行管理 52
2. 計画の評価 53
3. 進捗管理指標（一覧） 54

資料編

第1章 計画策定の背景

1. 環境基本計画をとりまく動向

・区の環境施策に関わる国内外の動向

第 1 回環境審議会に基づき作成

2. 前計画のふりかえり

・前計画の指標の達成状況

・前計画に関連する施策の実施状況

第 2 回環境審議会に基づき作成

3. 策定における課題

・各分野の現状と課題

・課題のまとめ

第 2 回環境審議会に基づき作成

4. 策定のポイント

第 2 回環境審議会に基づき作成

・区の重要施策への貢献

・環境分野で特に注目される国際社会動向などの反映

・区民にとってわかりやすい計画

・計画の進捗管理手法の明確化

第2章 計画の基本的事項

第１回環境審議会に基づき作成

1. 計画の目的

豊島区環境基本計画は、豊島区環境基本条例第 9 条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

①環境の保全に関する目標
②環境の保全に関する施策の方向
③環境の保全に関する施策の推進方法
④環境の保全に関する配慮の指針
⑤上記のほか、環境の保全に関する重要事項

2. 計画の位置づけ

・豊島区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、豊島区基本構想、豊島区基本計画を環境面で支えます。
・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」及び、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。

3. 計画期間

・2019 年度から 2030 年度とします。
・なお、計画期間の中間年を目途に、時勢の変化等をふまえて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

豊島区環境基本条例第 4 条に示される範囲を基本とし、次のように設定します。

□地球温暖化の防止
□生物多様性の保全
□廃棄物・リサイクル対策
□公害対策・環境美化
□環境教育・環境学習

5. 推進主体

区の環境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。そのためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすこと、また、各主体が連携・協働して取組みを推進していくことが必要です。

また、世界中から訪れる人びとが活発に行き交うという区の特性を考慮し、区民・事業者・区を含め、区に集うすべての人（みんな）に対しても環境への配慮を促し、パートナーシップによって良好な環境を守り育てていくことにより本計画の目標達成を目指します。

第3章 目指すべき環境都市像と基本目標

説明文章等を追記し、
１ページ分とする。

1. 目指すべき環境都市像

みんなが主役 文化とともに発展するエコシティ としま

- 環境都市像は、様々な主体の協働によって、都市の営みを支え、人びとの暮らしに豊かさやうるおいを与えてくれる、持続可能な環境が将来にわたって維持されていく姿を表現するものです。
- また、環境に配慮したまちづくりの取組みと、区が目指す将来像（「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」）及び都市像（「国際アート・カルチャー都市」）の実現に向けた取組みが発展的に融合し、環境と文化が相互に高め合うことによって、環境都市像の実現を図っていきます。

融合

豊島区基本構想（2015.3）＜将来像＞「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」
豊島区基本計画（2016.3）＜都市像＞「国際アート・カルチャー都市」

※国際アート・カルチャー都市：「芸術文化」という言葉で一般的にイメージされる枠組みを超え、伝統的な文化から先端的な文化まで、衣食住に関わる生活文化からハードな都市づくりまでをも含み、アートの持つ想像力・創造力で、まちづくりを展開していくことで、世界中の人々を魅了し、持続発展する都市。

＜文化と環境の関係＞

豊島区は、国際アート・カルチャー都市として、伝統から最先端、ハイカルチャーからサブカルチャーまで、芸術・文化の多様性を豊島区独自の文化資源として活かし、世界中の人にとって魅力あるまちの創造を進めています。また、国際アート・カルチャー都市としてのまちづくりと同時に、みどり豊かな公共施設や公共空間を整備し、再生可能エネルギーの利用を進めるなど、人と環境にやさしいまちをつくることで都市の価値やイメージが向上し、環境と文化が相互に高め合う持続可能なまちの形成が促進され、相乗効果も期待されます。

環境と文化がお互いを原動力として発展していくまちにおいては、多様な文化的バックグラウンドを持つ区民、世界中から訪れる来訪者など、様々な主体が安全・安心・快適に過ごしながら、文化・芸術活動に参加し、楽しむことができる、安全・安心・快適な環境が形成され、そこで活動する人びとの活力のもととなります。

そして、環境に配慮したまちで活動する人びとの間では、ものや自然、生きものなどを大切にする精神が育まれ、外国人居住者や来訪者などへも、環境を大切にするこころが豊島区の文化の 1 つとして広がっていくことが期待でき、例えばマンガによる区の環境情報発信など、文化活動が良好な環境づくりに貢献していくといった効果も期待できます。

このように、国際アート・カルチャー都市としての魅力や活力の創造と環境に配慮したまちづくりを同時に進めていくことで、環境と文化が互いを向上させ、豊かでうるおいがあり、魅力と活力にあふれる、「みんなが主役 文化とともに発展するエコシティ としま」の実現へとつながっていきます。

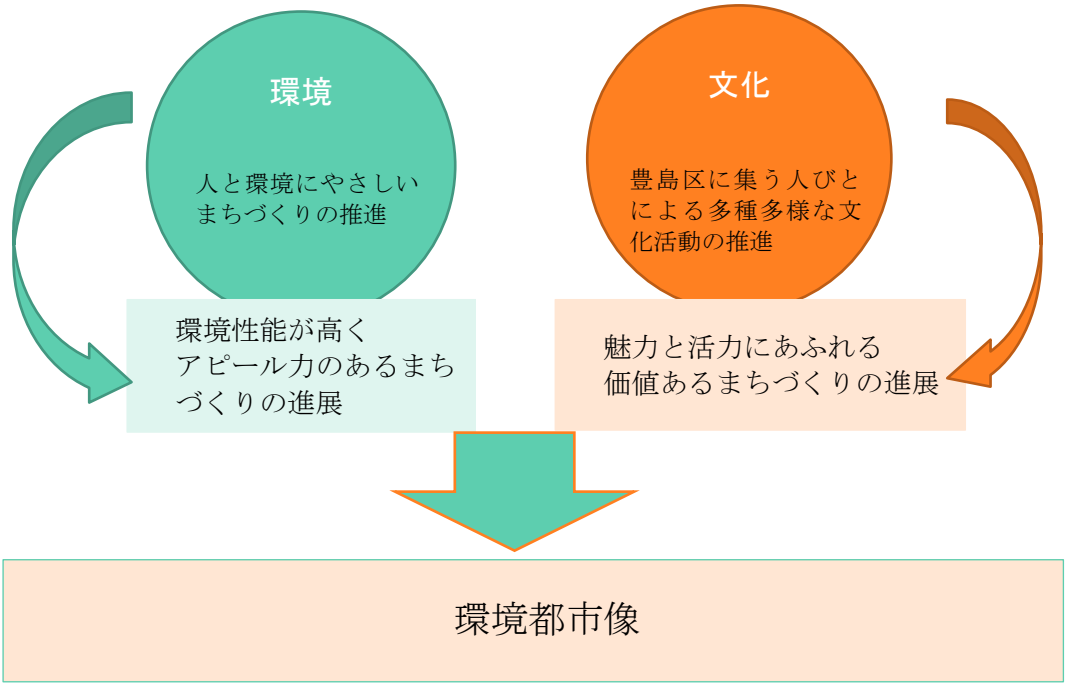

2. 基本目標

環境都市像を実現していくための柱として、環境分野別の 4 つの基本目標（Ⅰ脱炭素、Ⅱ自然共生、Ⅲ資源循環、Ⅳ快適環境）と分野横断の柱（連携・協働）を加えた計 5 つの柱を掲げます。

柱	基本目標
基本目標Ⅰ	気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち
基本目標Ⅱ	みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち
基本目標Ⅲ	ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち
基本目標Ⅳ	すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち
連携・協働	持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

- 各基本目標の目指す姿の具現化に向けて取り組むことにより、環境都市像を実現し、同時に区が目指す都市像（国際アート・カルチャー都市）の実現に環境の側面から寄与するものとします。
- 豊島区の環境施策は、SDGs の目標との整合を取りながら展開するものとし、区の環境都市像の実現によって、SDGs の環境に関連するターゲットの達成に貢献し、世界における環境課題の改善に寄与していくことを原則とします。

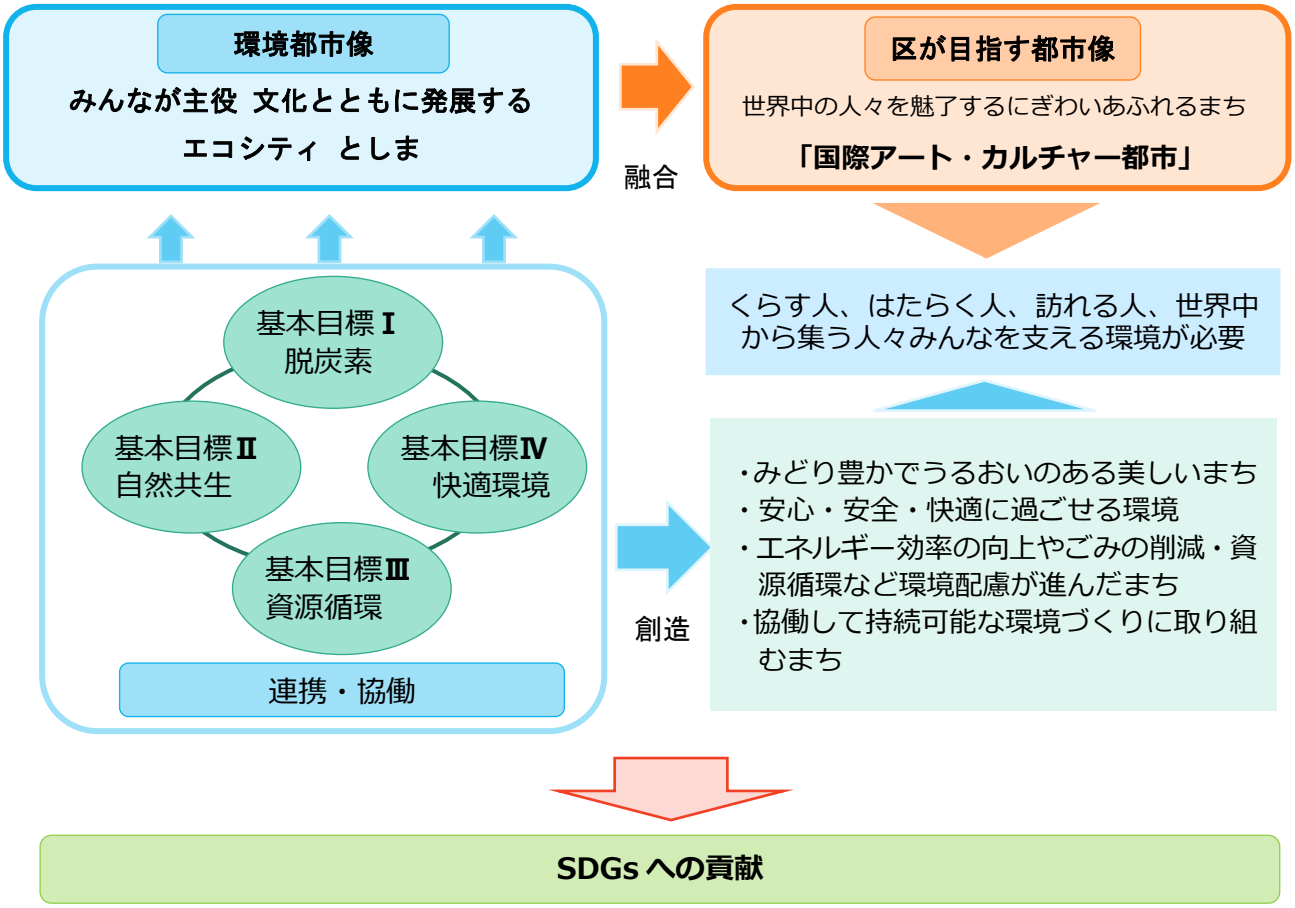

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち

基本目標ごとに
１ページ分とする。

目指す姿

区民や事業者が日常における身近な省エネ対策や環境配慮型設備の導入に取り組み、生活や事業活動の低炭素化が進んでいる。

再生可能エネルギーのさらなる導入、交通システムの低炭素化、環境性能の高い建築物の積極的な導入、エネルギーの面的利用などの促進によってまち全体のエネルギー効率が高まり、脱炭素社会へ近づいている。

暑熱環境対策や極端な気象現象による都市型水害等の災害への対策など、気候変動による影響への対応と災害リスクの削減や早期回復のための備えが進んだまちが形成されている。

本基本目標が目指すべき姿を示したイラスト

基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

目指す姿

学校や建物敷地内でのビオトープや、生態系に配慮した公園づくりなどにより、生物多様性の保全に取り組んでいる。

多くの人が集う公園や公共施設などにおけるみどりの保全と育成、道路の街路樹や、建築物の緑化、屋上緑化・壁面緑化など、まちの特徴に合わせたみどりの創出により、人と自然の共生が進んでいる。

これらによって、豊島区にくらし、働き、集う人々が身近な自然から四季を感じることができ、都市の営みにゆとりやうるおいが生まれている。

本基本目標が目指すべき姿を示したイラスト

基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

目指す姿
豊島区でくらし、働き、国内外から集うすべての人が主体的にごみの減量に取り組むとともに、区民・事業者・区の連携によるリユースの仕組みづくりなどにより、発生抑制と再使用が優先的に進められている。 資源とごみの分別が徹底されるとともに、資源を無駄なく循環する仕組みが構築され、排出されたごみは適正に処理されている。

本基本目標が目指すべき姿を示したイラスト

基本目標Ⅳ　すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

目指す姿
人口密度が高く交流人口の多い都市に特有の大気汚染・騒音・振動・悪臭などの公害が防止され、良好な生活環境が確保されている。また、ポイ捨てなどのマナーの改善が図られまちの美化が進むことにより、豊島区にくらし、働き、国内外から集う人々が快適で健やかに過ごしている。

本基本目標が目指すべき姿を示したイラスト

連携・協働　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

目指す姿
一人ひとりが環境に配慮して行動するための環境教育・学習が定着し、環境活動を率いる人材が育つとともに、それらの人材の活躍の場が広がっている。また、様々な主体が連携して環境活動に取り組むための基盤が構築され、区民、事業者、民間団体、行政などの連携により、環境活動や環境に配慮したまちづくりへの参画の手段や機会の幅が広がっている。

本基本目標が目指すべき姿を示したイラスト

第4章 施策と取組み

1. 施策の体系

第2次豊島区環境基本計画　施策体系（案）

目指すべき環境都市像　みんなが主役 文化とともに発展するエコシティとしま

【基本目標Ⅰ】 気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち

施策の方向	施策	重点
1 再生可能エネルギー・新エネルギーの普及を拡大する	(1)再生可能エネルギー設備の導入支援 【例】太陽エネルギー機器の助成	○
	(2)区有施設における再生可能エネルギー設備の導入 【例】再生可能エネルギーの導入促進	○
	(3)再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発 【例】普及啓発講座の開催	
2 家庭における環境配慮行動を促進する	(1)環境配慮・省エネ対策への支援 【例】エコ住宅の普及促進費用助成	
	(2)環境配慮・省エネ対策の普及啓発 【例】クール・チョイスの推進	
3 事業所における環境配慮行動を促進する	(1)環境配慮・省エネ対策への支援 【例】「エコアクション21」認証取得の費用助成、エコ事業者普及促進費用助成	
	(2)環境配慮・省エネ対策の普及啓発 【例】クール・チョイスの推進	
4 区役所における環境配慮行動を促進する	(1)職員の意識・行動改革 【例】エコアクション21に基づく環境配慮行動の実践	
	(2)区有施設等の低炭素化 【例】環境配慮型設備の導入、学校施設の整備（エコスクール化の推進）	
	(3)環境配慮型事業活動の推進 【例】コピー用紙等の重点品目におけるグリーン購入の推進・実施、低公害車・低燃費車などの導入・推進、区役所事務におけるペーパーレスの推進	
5 低炭素なまちをつくる	(1)公共交通環境の整備・改善 【例】池袋副都心再生推進事業、池袋副都心移動システム推進事業（電気バス導入事業）	
	(2)自転車交通環境の整備・運営 【例】自転車施設の老朽化対策、自転車ナビラインの整備、シェアサイクルの活用	
	(3)建築物の環境配慮 【例】建築物省エネ法における建築物エネルギー性能基準への適合義務及び認定制度の届出受付、建築物間のエネルギー融通の促進	
	(4)低炭素まちづくりの推進 【例】エネルギーの面的利用の促進、清掃工場焼却熱等未利用エネルギーの活用	○
6 気候変動に適応するまちをつくる	(1)暑熱環境対策 【例】遮熱性舗装の整備、「風の通り道」の形成、クールスポットの創出	
	(2)災害等への備え 【例】雨水の地下浸透の促進、自立・分散型エネルギーシステムの導入促進	

【基本目標Ⅲ】 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

施策の方向	施策	重点
1 リデュース・リユースを推進する	(1)食品ロスの削減 【例】食品ロス削減対策講座、区内飲食店等民間事業者との連携・協力	○
	(2)リデュース・リユース施策の継続的な展開 【例】リサイクルセンターの運営、リユース食器の利用、貸し出し	
	(3)ごみ減量についての効果的な周知 【例】ごみ減量・分別等に係る出前講座、ごみ分別啓発の多言語対応	
	(4)区民ひろば等の地域拠点の活用 【例】区有施設等の拠点回収の推進・実施	
	(5)事業者との連携によるリデュース・リユースの推進 【例】印刷リサイクル事業（リサイクルノートを発展途上国へ寄贈）、事業者との３Ｒキャンペーン事業等での協力	
	(6)連携の場の創出とリーダー育成 【例】リサイクル・清掃事業地域連絡会の設置	
2 質の高いリサイクルを実現する	(1)わかりやすく効果の高い分別の検討 【例】プラスチック等の分かりやすい分別の検討・周知、資源持ち去り防止対策事業	
	(2)事業者の自主的取り組みとの協働 【例】店頭回収の推進	
	(3)事業系ごみのリサイクルの促進 【例】事業系ごみの排出実態調査	
	(4)集団回収の積極的活用 【例】町会・自治体等の集団回収団体への活動支援	
	(5)新たなリサイクルの拡充 【例】金属・陶器・ガラスごみの資源化事業	
3 安定的で適正なごみ処理を推進する	(1)適正分別・適正排出の徹底 【例】事業系ごみ適正処理推進事業	
	(2)有害物質等の適正処理 【例】水銀含有廃棄物の適正管理	
	(3)事業者の民間収集移行促進 【例】池袋駅周辺繁華街地区のごみ収集見直し事業	○
	(4)災害廃棄物についての対策 【例】組織体制構築、民間事業者との協力協定等の連携	○

【基本目標Ⅱ】 みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

施策の方向	施策	重点
1 生物多様性を保全する	(1)生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 【例】「豊島の森」を活用した講座	
	(2)自然環境や生物に関する調査・把握 【例】生物多様性支援事業	
	(3)自然環境の保全と創出 【例】生態系に配慮した公園の整備、ビオトープの維持管理、学校教育でのビオトープづくり	○
	(4)危険な外来種の適正管理 【例】危険な特定外来生物の被害予防のための情報提供	
2 みどりを保全・創出する	(1)公共空間のみどりの保全・再生・創出 【例】公共施設緑化の推進、「学校の森」の育成	○
	(2)都市空間の緑化推進 【例】屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成、都市計画道路整備によるみどりの軸の形成	
	(3)身近なみどりの育成 【例】区民参加によるみどりの空間づくり、みどりの協定花壇、としまグリーンウェイブ、家庭の緑化	
	(4)緑のネットワーク化 【例】みどりの拠点を核としたネットワークの形成、本庁舎周辺のみどりの回廊の形成	
3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる	(1)地域が参加するみどりのまちづくり 【例】「グリーンとしま」再生プロジェクト、地域の緑化活動への支援	○
	(2)地域の人に親しまれる環境の創出・保全 【例】文化財を活かした景観づくり、地域や大学などとの連携によるみどりづくりの促進	

【基本目標Ⅳ】 すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

施策の方向	施策	重点
1 健康・快適な環境を保全する	(1)公害対策 【例】大気汚染物質の測定、交通騒音・振動対策、土壌地下水汚染対策	
	(2)化学物質の適正管理 【例】化学物質の適正管理・ＶＯＣ対策	○
2 美しいまちづくりを推進する	(1)路上喫煙・ポイ捨て防止対策 【例】路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール、キャンペーン	○
	(2)清掃・美化活動の推進 【例】ごみゼロデーの実施、公園のトイレ整備、落書き消去支援事業、としまクリーンサポーター制度	○
	(3)害獣等による被害対策 【例】繁殖期のカラス対応、ハクビシン対策	

【連携・協働】持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

※各基本目標の施策の再掲を含む

施策の方向	施策	重点
1 環境教育を促進する	(1)環境教育・環境学習の推進 【例】としまエコライフフェア、「豊島の森」を活用した環境教育プログラム	○
	(2)環境情報の効果的な発信 【例】環境情報誌「エコのわ」の発行、外国人住民への情報発信・相談支援の充実	
2 環境人材を育成し、活動の場を広げる	(1)環境活動を率いる人材育成 【例】環境教育プログラム（キッズISO14000プログラムの実施）、環境リーダーの育成と活動の場の提供	○
	(2)環境活動の拡大 【例】みどりのボランティアや活動団体への支援の促進	
3 連携・協働の仕組みをつくる	(1)協働による環境活動の推進 【例】「グリーンとしま」再生プロジェクト	
	(2)事業者・行政の連携強化 【例】事業者と連携したイベントの実施、低炭素モデル地区等の推進検討	○
	(3)行政間連携による環境配慮 【例】自治体間連携によるカーボン・オフセットの実施検討	

※現時点で各分野が最も貢献すると想定されるSDGsのアイコンを表示している。

SDGsの17の目標
出典）国際連合広報センター

2. 分野別の施策の方向

基本目標Ⅰ　気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち

（1）豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 19 条第 2 項に基づき、「豊島区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定するものであり、2009（平成 21）年度に策定した内容を改定するものです。

（2）本実行計画の基本的事項

・区域施策編策定の背景・意義
・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）
・計画期間

第 4 回審議会における審議（資料第 4-3 号）をもとに作成

（3）温室効果ガス排出量の削減目標

■温室効果ガス削減目標

第 4 回審議会における審議（資料第 4-3 号）をもとに作成

（4）温室効果ガス排出量の推計・要因分析

・区域の温室効果ガス排出状況

第 4 回審議会における審議（資料第 4-3 号）をもとに作成

（5）温室効果ガス排出抑制等のための施策

「気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち」の実現に向けた施策と取組みを進めます。

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）再生可能エネルギー・新エネルギーの普及を拡大する	①再生可能エネルギー設備の導入支援	○
	②区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	○
	③再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発	
2）家庭における環境配慮行動を促進する	①環境配慮・省エネ対策への支援	
	②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	
3）事業所における環境配慮行動を促進する	①環境配慮・省エネ対策への支援	
	②環境配慮・省エネ対策の普及啓発	
4）区役所における環境配慮行動を促進する	①職員の意識・行動改革	
	②区有施設等の低炭素化	
	③環境配慮型事業活動の推進	
5）低炭素なまちをつくる	①公共交通環境の整備・改善	
	②自転車交通環境の整備・運営	
	③建築物の環境配慮	
	④低炭素まちづくりの推進	○
6）気候変動に適応するまちをつくる	①暑熱環境対策	
	②災害等への備え	

【成果指標】

指標	現状値	目標値
●●・・・	▲▲	■■
●●・・		■■

第 4 回審議会における審議（資料第 4-2 号）をもとに作成

1）再生可能エネルギー・新エネルギーの普及を拡大する

再生可能エネルギーを積極的に活用することで、温室効果ガス排出量の削減につながるなど、環境に与える影響を軽減することができます。

区民による太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギー導入とともに、区有施設における再生可能エネルギー設備の導入を促進するなど、より環境負荷の少ないエネルギーの普及と活用に取り組みます。

【施策】

① 再生可能エネルギー設備の導入支援　重点施策

住宅に設置される太陽光発電システムや、太陽熱温水器の費用を補助し、導入を支援します。

◈主な取組み

- 太陽エネルギー機器の導入助成

② 区有施設における再生可能エネルギー設備の導入　重点施策

区有施設において、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの活用を進め、再生可能エネルギーの活用をさらに拡大するための仕組みづくりや導入の可能性について検討を進めます。

◈主な取組み

- 再生可能エネルギーの導入促進

③ 再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発

国や東京都、区が実施する再生可能エネルギーの導入支援制度等の情報を発信します。

◈主な取組み

- 普及啓発講座の開催
- 水素エネルギーの理解促進　　など

2）家庭における環境配慮行動を促進する

〇〇。

〇〇〇。

【施策】

①　環境配慮・省エネ対策への支援

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　環境配慮・省エネ対策の普及啓発

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

3）事業所における環境配慮行動を促進する

〇〇〇。

〇〇〇。

【施策】

① 環境配慮・省エネ対策への支援

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

② 環境配慮・省エネ対策の普及啓発

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

4）区役所における環境配慮行動を促進する

〇〇〇。

〇〇。

【施策】

① 職員の意識・行動改革

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

② 区有施設等の低炭素化

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

③ 環境配慮型事業活動の推進

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

5）低炭素なまちをつくる

○○。

○○○。

【施策】

① 公共交通環境の整備・改善

施策の説明を記載

◈◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

② 自転車交通環境の整備・運営

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

③ 建築物の環境配慮

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

④ 低炭素まちづくりの推進　**重点施策**

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

6）気候変動に適応するまちをつくる

〇〇〇。

〇〇。

【施策】

①　暑熱環境対策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　災害等への備え

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

基本目標Ⅱ　みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

（1）豊島区生物多様性地域戦略策定の背景と位置づけ

1）背景

・都市の営みは、生物の多様性がもたらす恵みに支えられている。
・一方、生物多様性は人間活動や気候変動などにより急速に失われつつあり、保全への必要性が高まっている。

2）策定にあたって重視する点

・前期計画において、「学校の森」「いのちの森」づくりなどの植樹、学校や公園等でのビオトープづくりなど、みどりと水の保全・創出とつながりの確保に取り組んできた。
・一方、植樹した樹木や整備したビオトープなどの維持管理方針や体制が十分でないことから、適切な維持管理によるみどりの質の向上が望まれている。
・本地域戦略では、前期計画の反省を活かし、みどりやビオトープの維持管理を地域とともに行っていく体制を構築することにより、質の高いみどりを維持し、生物多様性の保全を図っていく。

3）位置づけ

本節は、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本設の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」他、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

（2）本地域戦略の基本的事項

1）目的

身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現を目的とする。

2）対象区域

本地域戦略の対象区域は、豊島区全域とします。

3）計画期間

本地域戦略は、本計画との整合を取り、2019（平成 31）年度から 2030 年度までとします。

（3）生物多様性の重要性

1）生物多様性とは

・生物多様性条約では、生物多様性を 3 つのレベル（生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性）で示している。
・私たちのくらしは生物多様性によるサービスによって支えられている。（4 つのサービス）

2）生物多様性の危機

・日本の生物多様性は以下の４つの危機にさらされており、自然状態の約 100～1,000 倍のスピードで絶滅が進んでいる。

第１の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
第２の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
第３の危機：外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
第４の危機：地球環境の変化による危機

3）生物多様性に関する動向

・生物多様性に関する世界（SDGs と生物多様性）、国、都等の主要な動向。

4）地域戦略を策定する意義

・私たちのくらしを支える生物多様性を維持していく必要がある。
・生物多様性に配慮した都市づくりに的確に取り組む必要がある。
・生物多様性保全の取組みは、豊かで魅力ある地域づくりにつながる。

（4）豊島区における生物多様性の状況

1）豊島区の生物多様性

・緑地の状況（緑被率、公園、庭園、霊園、大学、ビオトープ　等）
・生きものの状況（生きものの生息空間の分布、生物調査結果　等）

2）生物多様性の取組みの状況

・区と区民・団体等が連携して実施している生物多様性に配慮した取組みの状況（ビオトープの維持管理）

3）生物多様性の課題

・豊島区における生物多様性の課題

（5）目標達成に向けた施策

「みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち」の実現に向けた施策と取組みを進めます。（区が目指す将来像の詳細は第 3 章を参照）

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）生物多様性を保全する	①生物多様性保全のための学習・参加の場の提供	
	②自然環境や生物に関する調査・把握	
	③自然環境の保全と創出	○
	④危険な外来種の適正管理	
2）みどりを保全・創出する	①公共空間のみどりの保全・再生・創出	○
	②都市空間の緑化推進	
	③身近なみどりの育成	
	④緑のネットワーク化	
3）人と自然のつながりを深めるまちをつくる	①地域が参加するみどりのまちづくり	○
	②地域の人に親しまれる環境の創出・保全	

【成果指標】

指標	現状値	目標値
●●･･･	▲▲	■■
●●･･･	▲▲	■■

1）生物多様性を保全する

〇〇〇。

【施策】

① 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

② 自然環境や生物に関する調査・把握

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

③ 自然環境の保全と創出 重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

④ 危険な外来種の適正管理

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

2）みどりを保全・創出する

〇〇〇。

【施策】

① 公共空間のみどりの保全・再生・創出 重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ◆ 〇〇〇〇
- ◆ 〇〇〇〇〇　　など

② 都市空間の緑化推進

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ◆ 〇〇〇〇
- ◆ 〇〇〇〇〇　　など

③ 身近なみどりの育成

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ◆ 〇〇〇〇
- ◆ 〇〇〇〇〇　　など

④ 緑のネットワーク化

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ◆ 〇〇〇〇
- ◆ 〇〇〇〇〇　　など

3）人と自然のつながりを深めるまちをつくる

○○○。

○○○。

【施策】

① 地域が参加するみどりのまちづくり 重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○ など

② 地域の人に親しまれる環境の創出・保全

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○ など

基本目標Ⅲ　ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

（1）目標達成に向けた施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）リデュース・リユースを推進する	①食品ロスの削減	○
	②リデュース・リユース施策の継続的な展開	
	③ごみ減量についての効果的な周知	
	④区民ひろば等の地域拠点の活用	
	⑤事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	
	⑥連携の場の創出とリーダー育成	
2）質の高いリサイクルを実現する	①わかりやすく効果の高い分別の検討	
	②事業者の自主的取組みとの協働	
	③事業系ごみのリサイクルの促進	
	④集団回収の積極的活用	
	⑤新たなリサイクルの拡充	
3）安定的で適正なごみ処理を推進する	①適正分別・適正排出の徹底	
	②有害物質等の適正処理	
	③事業者の民間収集移行促進	○
	④災害廃棄物についての対策	○

【成果指標】

指標	現状値	目標値
●●･･･	▲▲	■■
●●･･･	▲▲	■■

1）リデュース・リユースを推進する

〇〇〇。

〇〇。

【施策】

①　食品ロスの削減重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

◆　〇〇〇〇	
◆　〇〇〇〇〇	など

②　リデュース・リユース施策の継続的な展開

施策の説明を記載

◈主な取組み

◆　〇〇〇〇	
◆　〇〇〇〇〇	など

③　ごみ減量についての効果的な周知

施策の説明を記載

◈主な取組み

◆　〇〇〇〇	
◆　〇〇〇〇〇	など

④　区民ひろば等の地域拠点の活用

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　など

⑤　事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　など

⑥　連携の場の創出とリーダー育成

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　など

2）質の高いリサイクルを実現する

〇〇。

〇〇〇。

【施策】

①　わかりやすく効果の高い分別の検討

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　事業者の自主的取組みとの協働

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

③　事業系ごみのリサイクルの促進

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

④　集団回収の積極的活用

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　など

⑤　新たなリサイクルの拡充

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　など

3）安定的で適正なごみ処理を推進する

〇〇〇。

【施策】

①　適正分別・適正排出の徹底

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

②　有害物質等の適正処理

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

③　事業者の民間収集移行促進 重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

④　災害廃棄物についての対策 重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

基本目標Ⅳ　すべての人が安全･安心･快適な環境の中でくらし活動できるまち

（1）目標達成に向けた施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）健康・快適な環境を保全する	①公害対策	
	②化学物質の適正管理	○
2）美しいまちづくりを推進する	①路上喫煙・ポイ捨て防止対策	○
	②清掃・美化活動の推進	○
	③害獣等による被害対策	

【成果指標】

指標	現状値	目標値
●●･･･	▲▲	■■
●●･･･	▲▲	■■

1）健康・快適な環境を保全する

〇〇〇。

〇〇。

【施策】

①　公害対策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

②　化学物質の適正管理重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　など

2）美しいまちづくりを推進する

〇〇。

〇〇〇。

【施策】

①　路上喫煙・ポイ捨て防止対策**重点施策**

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　清掃・美化活動の推進**重点施策**

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

③　害獣等による被害対策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

連携・協働　持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

（1）豊島区環境教育等行動計画としての位置づけ

本節は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第 8 条に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」（以下「本行動計画」という。）として策定するものです。

（2）策定の背景・意義

・環境教育に関する世界、国、都等の主要な動向。

（3）本行動計画の基本的事項

・目的
・計画期間
・計画の対象主体

（4）豊島区における環境教育の状況

・環境教育に関する取組みの概要。

（5）目標達成に向けた施策

「持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち」の実現に向けた施策と取組みを進めます。（区が目指す将来像の詳細は第 3 章を参照）

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1）環境教育を促進する	①環境教育・環境学習の推進	○
	②環境情報の効果的な発信	
2）環境人材を育成し、活動の場を広げる	①環境活動を率いる人材育成	○
	②環境活動の拡大	
3）連携・協働の仕組みをつくる	①協働による環境活動の推進	
	②事業者・行政の連携強化	○
	③行政間連携による環境配慮	

【成果指標】

指標	現状値	目標値
●●･･･	▲▲	■■
●●･･･	▲▲	■■

1）環境教育を促進する

〇〇〇。

〇〇〇。

【施策】

①　環境教育・環境学習の推進重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　環境情報の効果的な発信

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　など

2）環境人材を育成し、活動の場を広げる

○○。

○○○。

【施策】

①　環境活動を率いる人材育成重点施策

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

②　環境活動の拡大

施策の説明を記載

◈主な取組み

- ○○○○
- ○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　など

3）連携・協働の仕組みをつくる

〇〇〇。

【施策】

① 協働による環境活動の推進

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　　など

② 事業者・行政の連携強化 **重点施策**

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　　など

③ 行政間連携による環境配慮

施策の説明を記載

◈主な取組み

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　　など

3. 環境都市像の実現に向けた重点施策

（1）重点施策の位置づけ

豊島区環境基本計画に位置づける 4 つの基本目標及び「連携・協働」の柱に沿った取組みの方向性や事業の中には、区の現状や社会動向などをふまえて特に重視すべきものや、計画の取組み全体の底上げを図る上で重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、豊島区が目指す環境都市像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組んでいくべき主要な施策・事業を重点施策として位置づけます。

重点施策は、4 つの基本目標及び「連携・協働」ごとに定め、計画的に実施するとともに、点検・評価によって取組成果の確実な積み重ねを図ります。

（2）重点施策選定の視点

重点施策は、区が自ら主導することで取組みの確実な進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる事業の中から、以下の視点で選定します。

◆　各基本目標の牽引役となる

計画の 4 つの基本目標及び「連携・協働」の実現に向けた取組みを強力に牽引することで、豊島区環境基本計画の着実な推進につながるもの

◆　区特有の環境課題の解決に大きく貢献する

高密都市や国際化など、区の特性に起因する環境課題の解決を具体的に進めていくもの

◆　様々な主体による取組みと連携・協働を促す

区民や事業者等の関連各主体による主体的な取組みと連携・協働を促進し、計画の取組み全体の底上げを図っていくもの

◆　中長期的な取組みを展開する

計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境を維持・保全していくという観点から、将来を担う人材育成などの土台づくりに貢献するもの

◆　SDGs への貢献

SDGs が掲げる環境に関連するターゲットの実現に貢献するもの

（3）重点とする施策

重点とする施策は以下のとおり選定しました。

基本目標Ⅰ	気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち ～目に見える対策で低炭素を先導する～ 〇〇〇。
基本目標Ⅱ	みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち ～みどりの保全・創出をみんなで支える～ 〇〇〇。
基本目標Ⅲ	ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち ～ごみ減量対策を見つめ直し、非常時への備えを進める～ 〇〇〇。
基本目標Ⅳ	すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち ～安全で美しくきれいなまちをつくる～ 〇〇〇。
連携・協働	持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち ～エコ人材とエコ活動をつなぐ～ 〇〇〇。

重点施策

【基本目標Ⅰ：気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち～目に見える対策で低炭素を先導する～】

将来を見据えて区全体で脱炭素のまちをつくっていくためには、区民にとってわかりやすく、効果的で先導的な対策が必要であり、省エネルギーのための普及啓発などとともに、一歩進んだ設備導入による直接的な排出削減や、まち全体の低炭素化の推進などが求められます。

これらを効果的に進めていくためには、区民、事業者、行政による再生可能エネルギーの普及拡大や、低炭素まちづくりのための技術や設備の導入を重点的に展開する必要があります。

再生可能エネルギーの普及拡大にあたっては、前計画での取組みを引き続き推進し、区民への太陽エネルギー機器等の導入助成を行います。併せて、区有施設への再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めます。

低炭素まちづくりの推進にあたっては、都市開発の機会を捉えて、地域冷暖房施設やコージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギーの活用など面的なエネルギー利用を促進していきます。

これらの対策を重点施策として推進することにより、民間事業者等の主体的な取組みとの連携・協働を促進し、環境に配慮したまちづくりの効果的な推進を図っていきます。また、再生可能エネルギーの導入に関しては、SDGs の、「2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」というターゲットへの貢献を図ります。

内容

（1）再生可能エネルギー設備の導入支援

家庭向けの太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置費用の一部を助成します。

（2）区有施設における再生可能エネルギー設備の導入

新しく開設する公共施設、改修・改築を行う学校等の施設への太陽光発電システムの導入を進めます。

（3）低炭素まちづくりの推進

老朽化した街路灯から長寿命の省エネ型街路灯への更新を随時行います。

また、都市開発の機会を捉えて、地域冷暖房施設やコージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギーの活用など面的なエネルギー利用を検討します。

（図・写真等を適宜配置）

各主体の役割

■区民の役割

・太陽光発電システムや太陽熱温水器の導入

■事業者の役割

・再生可能エネルギーの導入

・低炭素なエネルギーシステムの検討（地域熱供給、面的エネルギーの導入等）

・エネルギーマネジメントの実施

【取組指標】

指標	現状値	目標値
再生可能エネルギー機器等導入助成件数（累計）	▲▲	■■
区有施設		■■
街路灯のLED化（基数）	■■	■■

第 4 回審議会における審議（資料第 4-2 号）をもとに作成

重点施策

【基本目標Ⅱ：みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち～みどりの保全・創出をみんなで支える～】

高度に都市化が進んだ豊島区においても、人びとの生活や日々の営みにやすらぎや潤いを与える目に見えるみどりや触れることのできるみどりが求められています。また、限られた緑地であっても、生物の貴重な生息空間が残されていることから、これらを守り育てていくことが求められています。

そのためには、公園や公共空間におけるみどりのさらなる保全・創出によって区民のやすらぎの場を確保するとともに、生態系の向上につながる質の高いみどり空間の創出によって、区内の生物多様性を保全していくことが必要です。また、これまでに取り組んできた公共スペースの緑化や植樹、新たな公園やビオトープづくりによって創出されたみどり空間を適切に維持・管理する人材や仕組みの構築、地域でみどりをつくっていくことが必要です。

生物多様性の保全にあたっては、生態系に配慮した公園の整備など、生物の生息空間となる自然環境の保全と創出を進めます。みどりの保全と創出にあたっては、学校・公共施設の緑化などによりみどりの量的な確保を図っていきます。また、地域が参加するみどりのまちづくりにあたっては、これまで取り組んできた「グリーンとしま」再生プロジェクトなどのみどりを創出する取組みを継承するとともに、地域による緑化活動やみどり空間の維持管理への支援を行います。

これらの対策を重点施策として推進することにより、区と関係各者との連携・協働を強化し、地域と一体となった環境づくりの体制構築を図ります。

内容

（１）自然環境の保全と創出

公園の補修や再整備を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる植栽樹種の選定など、生態系に配慮した公園の整備に取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。

（２）公共空間のみどりの保全・再生・創出

区内のみどりの増やすため、区立小中学校における「学校の森」の適切な管理に取り組みます。また、学校の改築に際し、屋上緑化・壁面緑化等の緑化を進めます。

公共施設においては、「豊島区みどりの条例」に基づき、新築・改築時に緑化を進めるとともに、創出した緑地の維持管理を行います。また、造幣局東京支局移転後の跡地においては、平常時は憩いの空間となり、災害時には避難場所や応急活動の空間となる防災機能を備えた公園の整備を行います。

（３）地域が参加するみどりのまちづくり

「グリーンとしま」再生プロジェクトなどの地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。また、みどりのボランティアや活動団体への支援等による緑化活動などへの支援によって、区内のみどりづくりを拡大していきます。

（図・写真等を適宜配置）

各主体の役割

■区民の役割

・地域の緑化活動に参加

・ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加

■事業者の役割

・事業所における緑化や生態系への配慮の実施

・地域や行政と連携したビオトープ維持管理への参画

【取組指標】

指標	現状値	目標値
学校・		■■
公園の		■■
地域か		■■

第 4 回審議会における審議（資料第 4-2 号）をもとに作成

重点施策

【基本目標Ⅲ：ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち～ごみ減量対策を見つめ直し、非常時への備えを進める～】

日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2015年度で646万トンを記録しており、これは世界全体の食料援助量の約2倍にも上ります。食料の大部分を輸入に頼っている日本の現状をふまえ、飲食店等が数多く集積する豊島区においてもその対策が求められます。この対処のためには、食品関連事業者と消費者の両方が、食べ物を無駄にしないための対策に取り組む必要があります。

また、小規模な飲食店・店舗などの事業所から排出されるごみは、その量に関しても、適正排出という側面からも課題となっています。事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという原点に立ち返って対策を取っていくことが求められていることから、事業者の民間収集移行を促進する必要があります。

喫緊の課題として、廃棄物処理に関しても、気候変動による影響を含め、今後起こり得る災害への備えが求められていることから、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。

これらの課題への対応として、食品ロス削減のためには、区民や事業者への普及啓発やフードドライブなどを行い、飲食店等と連携した取組みを進めます。事業者の民間収集移行促進にあたっては、池袋駅周辺繁華街地区のごみ収集の見直しによる移行など積極的に事業者に働きかけます。また、災害廃棄物についての対策にあたっては、計画を策定し、組織体制構築と民間事業者との協力協定などに取り組みます。

これらの対策を重点施策として推進することにより、ごみ減量という根本的な課題に対して、区の特性をふまえた観点からの解決を図っていきます。また、食品ロス対策に関しては、普及啓発、事業者と連携・協力した取組みにより、SDGsの、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットへの貢献を図ります。

内容

（１）食品ロスの削減
・食品ロス削減対策講座
・フードドライブ
・区内飲食店等民間事業者との連携・協力

（２）事業者の民間収集移行促進
・池袋駅周辺繁華街地区のごみ収集見直し事業

（３）災害廃棄物についての対策
・組織体制構築
・民間事業者との協力協定等の連携

（図・写真等を適宜配置）

各主体の役割

■区民の役割

・食品ロス削減に関する理解を進める

・食品ロスを出さない買い物、調理、外食などを心がける

・地域のフードドライブに参加する

■事業者の役割

・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む

・ごみと資源の分別を徹底する

・排出者処理責任を遂行する

・災害廃棄物処理についての協力を検討する

【取組指標】

指標	現状値	目標値
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■

重点施策

【基本目標Ⅳ：すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち～安全で美しくきれいなまちをつくる～】

安全で美しく清潔なまちを実現するためには、公害をなくすこと、路上喫煙・ポイ捨てを防止すること、環境美化を促進することが欠かせません。しかし、豊島区では大都市という特性上、都市公害、路上喫煙やポイ捨てなどの課題が生じやすく、それらの問題を解決し、安全で快適な都市空間を維持していくことが求められます。

そのためには、化学物質の適正管理などの公害防止対策を徹底する必要があります。また、区に集う人びとが見ること、感じることのできる清潔さや快適さを備えた環境を創出するため、路上喫煙・ポイ捨て防止対策、清掃・美化などの対策を重点的に展開する必要があります。

化学物質の適正管理にあたっては、VOC の排出抑制、アスベスト飛散防止や土壌汚染の拡散防止、ダイオキシン類の濃度の測定と把握を継続します。また、路上喫煙・ポイ捨て防止のため、パトロールのほか、地域と連携したキャンペーンなど各種啓発を継続的に行います。

清掃・美化活動の推進にあたっては、定期的な清掃活動や清掃イベントの実施、清掃やガム取り、落書き除去を行うボランティアへの支援のほか、公園内のトイレ整備・改修を進めます。

これらの対策を重点施策として推進することにより、安全・安心で快適な環境都市としての土台を固めるとともに、区特有の環境美化等に関わる課題の解決を図っていきます。

内容

（1）化学物質の適正管理

光化学スモッグや PM2.5（微小粒子状物質）の原因となる VOC（揮発性有機化合物）を取り扱う事業場への立ち入り指導による漏えい防止対策や、取り扱い方法の周知啓発などにより、VOC の排出を抑制します。また、引き続き、大気、土壌のダイオキシン類の測定を行い、継続的にダイオキシン類濃度を把握していきます。法令によるアスベストや土壌汚染の対策工事の届出の際には、書類審査や工事の際の立ち入り検査などの指導により、大気中へのアスベスト飛散防止対策や土壌汚染の拡散防止対策を徹底します。

（2）路上喫煙・ポイ捨て防止対策

「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づく対策を進めます。路上喫煙対策としては、パトロールにより条例違反者への注意・指導を実施するとともに、喫煙ルールの周知を進めます。また、企業から提供を受けたスタンド灰皿を、区が商店会などと協定を結び、各店舗に貸与する「灰皿ボランティア制度」を継続し、灰皿の維持管理を行っていきます。各種啓発としては、通行人に路上喫煙・ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーン、路上啓発表示や看板の設置、池袋駅周辺での啓発放送を実施していきます。

（３）清掃・美化活動の推進

毎年 5 月 30 日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけます。区内の企業・団体等を、「クリーンサポーター」として登録し、自主的な環境美化活動を実践することにより、自分たちのまちを自分たちできれいにしていく取組みを後押しします。また、自主的に美化清掃活動を行うボランティアなどの団体に対し、清掃用具の貸出しを行うほか、環境美化活動を行なっている団体及び個人を表彰し、取組みの維持継続を図っていきます。

その他の美化活動に関しては、地域の商店会や学校などと連携したガム取り活動や、ガム取り活動を行うボランティア、団体、企業等へのガム取り用具の貸出しを行います。落書き対策としては、池袋駅周辺での定期的な消去活動や、ボランティアを中心とした地域での消去活動を継続します。また、公園内トイレの整備・改修を進め、公園の利用環境の改善を進めていきます。

（図･写真等を適宜配置）

各主体の役割

■区民の役割

・地域の清掃・美化活動への参加

■事業者の役割

・化学物質の適正管理

・灰皿ボランティア制度への参加・協力

・地域の清掃・美化活動への参加・協力

【取組指標】

指標	現状値	目標値
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■

重点施策

【連携・協働：持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち～エコ人材とエコ活動をつなぐ～】

区で生活する人や働く人だけでなく、世界中から訪れる人びとが活発に行き交う豊島区では、区に集うすべての人が環境に配慮した行動を心がけ、また相互に連携して良好な環境を守り育てていくことが求められます。

そのためには、外国人住民を含め多様なバックグラウンドを持つ区民一人ひとりが環境に関する理解を深めること、そして、環境活動に主体的に取組み、先導していく人材を育てることにより区内の環境活動を活発化させていく必要があります。また、区民や区に集う人びとを先導していく役割を担う行政と事業者が連携して実施する環境活動の拡大などの対策を重点的に展開する必要があります。

区民の環境教育・環境学習の推進にあたっては、環境イベントや啓発講座等の開催、参加型の環境学習などにより、環境への理解を促進します。区の環境活動を率いる人材を育てるためには、環境リーダー育成講座を開催し、それらの人材が活躍する場を提供します。事業者と行政の連携拡大にあたっては、協働によるイベントを実施するほか、事業者との連携による低炭素モデル地区等の推進を検討します。

また、これらの対策を重点施策として推進することにより、区に集うすべての人が協働して環境に配慮したまちをつくっていくための機運を醸成するとともに、将来にわたって良好な環境を維持していくための土台をつくっていきます。

内容

（１）環境教育・環境学習の推進

前計画から引き続き、「としまエコライフフェア」などの環境イベント、学校における環境教育プログラム、「豊島の森」を活用した環境に関する講座などの実施により、区民や事業者が環境について学ぶ場を提供します。併せて、学校教育でのビオトープづくりなど、参加型の環境学習の機会を提供することで、環境に配慮した行動のきっかけをつくっていきます。

（２）環境活動を率いる人材育成

将来を担う子どもたちを対象とした環境教育プログラムの実施、環境リーダーの育成と活動の場の提供、ヤゴ救出リーダー養成に取り組みます。これらにより、環境問題を自ら改善できる問題としてとらえ、実際に解決するために行動できる人材を育成していきます。

（３）事業者・行政の連携強化

事業者と連携した環境イベントを実施していきます。また、環境に配慮した電気バス、低炭素モデル地区など、エコシティの全国モデルとなるような環境に配慮した取組みを検討

し、事業者の積極的な関与による実現を目指していきます。池袋駅周辺では、民間主導による市街地再開発事業が進められており、周辺地域での清掃工場の未利用エネルギー活用について、具体的に検討していきます。

（図・写真等を適宜配置）

各主体の役割

■区民の役割

・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等への参加

・環境リーダー育成講座への参加

・ヤゴ救出リーダー養成講座への参加

■事業者の役割

・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等への参加・協力

・環境講座等の実施

・環境に配慮したまちづくりの主導と行政との連携

【取組指標】

指標	現状値	目標値
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■
●●●	▲▲	■■

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理

第5回審議会における審議をもとに作成

計画の推進体制図

2. 計画の評価

・成果指標、取組指標、進捗を計測する指標

第 4 回審議会における審議（資料第 4-2 号）をもとに作成

3. 進捗管理指標（一覧）

【基本目標Ⅰ】気候変動に対応し、脱炭素に向けた取組みを進めるまち		
成果指標	◆ 区内の温室効果ガス排出量(千 t-CO2) ◆ 区内の太陽光発電設置容量（kW） ◆ 豊島区役所の CO2 排出量(事務事業)(t-CO2) ◆ 建	
取組指標	◆ 区 ◆ 再 計 ◆ 家 ◆ 事 ◆ エ ◆ L ◆ 電 ◆ 駐 ◆ 街 ◆ 遮熱性舗装の整備面積（㎡） ◆ 気候変動に係る講座実施回数（回/年） ◆ 雨水流出抑制対策量（㎥）	

第 4 回審議会における審議（資料第 4-2 号）をもとに作成

【基本目標Ⅱ】みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち		
成果指標	◆	
取組指標	◆	

【基本目標Ⅲ】ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち		
成果指標	◆	
取組指標	◆	

【基本目標Ⅳ】すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち		
成果指標	◆	
取組指標	◆	

【連携・協働】持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち		
成果指標	◆	
取組指標	◆	